

令和 2 年度の EBPM の活用に係る取組方針

政府の政策立案に当たっては、「EBPM サイクルの構築により、政策部門が、官民データ等を積極的に利活用して、証拠に基づく政策立案を推進する」ことが求められており（「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成 29 年 5 月 30 日閣議決定））、令和 2 年度予算編成過程においても、優先課題推進枠にあたる新規施策に関し、「改革の効果に関する定量的試算・エビデンスを明らかにする」こととされた。

文部科学省創生実行計画においては、現場に根差したより質の高い政策立案を行うため、現場に存在する課題を的確に把握・分析しエビデンスベースの政策立案を実行することとしている。

その際、多岐に亘る政策分野においてデータの取得・分析手法等が異なるため、EBPM 的手法を画一的に適用するのは困難であり、政策分野の特性や事業内容等を踏まえ、定性的な事例等を含む様々な情報をエビデンスとして収集・整理し、それぞれにふさわしい分析手法について実践を積み重ねながら見出していく必要がある。

以上を踏まえ、今後、EBPM 的手法を戦略的に活用するため、以下の取組を行う。

1. 基本的な取組方針

1) EBPM 的手法を実践した実例の創出及びそれによる知見の蓄積

⇒ 各課においては、令和 3 年度概算要求を行う全ての新規事業（目的・内容の大幅な変更を行う事業を含む）を対象として現状分析、課題の特定、施策の目的・目標の明確化、データ等を活用した説明資料（ロジックモデルを含む）を作成する。（※必要に応じて提出を求める。）

また、官房と各局庁が調整の上、当該事業のうち 1 事業以上について、後述するヒアリングを実施する。

⇒ 実施時期について、令和 3 年度概算要求過程と連動させて行う。

昨年度は概算要求後にロジックモデルの作成・ヒアリングを行ったが、実施時期を前倒し、要求過程においてロジックモデルを作成することで政策立案における EBPM 手法の実質的な活用と要求過程との効果的な連携を図る。

（参考）令和 2 年度新規事業件数（うち 1 億円以上の事業数）※予算の主要事項ベース

32 件（うち 1 億円以上の事業数：19 件） ※1 億円以上の事業を（ ）書き

（教：9 件（2）、初：4 件（2）、高：9 件（7）、科：0 件、振：1 件（0）、開：5 件（4）、

ス：2 件（2）、文：1 件（1）、国：1 件（1）

2) EBPM 推進のための人材の育成

EBPM を活用する上で必要となる知識の習得・知見の共有

⇒ 昨年度に引き続き、EBPM に関する基礎的知識を習得するための研修を行うとともに、より実践的な解析手法の習得などの能力向上のための研修も併せて行う。

また、令和元年度実例創出担当課および政策推進室、会計課総括予算班（および担当係）から知見の共有を行う。

3) EBPM 推進に資する統計等エビデンスデータの取得・活用・共有の促進

担当課において EBPM 的手法を推進する上で必要となる統計等のデータの取得・活用・共有の促進

⇒ 担当課において、新規事業の構想段階から、施策の企画立案に必要なデータを取得するための事業設計を行うなど、統計データの取得方法の検討を含めた企画立案を行う。加えて、教育・科学技術分野については、総合教育政策局調査企画課及び科学技術・学術政策局企画評価課が主体となり、国立教育政策研究所や科学技術・学術政策研究所（NISTEP）と連携を取り、現場のニーズに合致する統計等データの活用及び共有を行う。

4) 省内の他の取組と連携した効果的・効率的な実施

令和元年度の実施した実例創出（8事業）の成果を行政事業レビューの作業過程において活用するなど、概算要求や行政事業レビューなど、他の取組と連携することにより、EBPM を効果的かつ効率的に推進する。

2. 具体的な取組

1) 令和3年度新規事業等に関し実例創出に取り組む課の支援

前記の EBPM 実例創出の取組について、必要に応じ、EBPM 関係課はこれまでの実践事例で得られた知見を活用して担当課を支援し、新規事業等の質の向上及び EBPM 的手法に係る更なる知見の蓄積を図る。

① 本取組は、以下を目的として行う。

- i) EBPM の実践の積み重ね
- ii) 新規事業の質の向上や概算要求後の財務省説明の事前準備
- iii) 担当課や関係者間における事業ビジョンの共有

② 取組の具体的実施方法

- i) 3月以降、担当課の希望も踏まえながら、随時外部有識者へ相談を実施する。

- ii) 官房政策課及び官房会計課によるヒアリング等を通じ、ブラッシュアップを図る。
- iii) サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官や外部有識者によるヒアリング等を通じ、ブラッシュアップを図る。

2) EBPM 研修の開催

- ① EBPM に関する知識の習得及び実践のための外部有識者による講演
- ② EBPM を実施した担当課による知見の共有
- ③ 国研・NISTEP の協力のもと、統計等のデータに関する基礎的知識を習得

3) 教育分野等における EBPM の推進

- EBPM の推進体制構築
 - 教育分野の EBPM に関心・知見を有する職員からなる省内チーム立ち上げ
 - 多様な分野の研究者など、有識者との連携強化
- 政策立案に活用できるエビデンスの開発
 - 教育政策に関する実証研究、全国の大学生を対象とした学修成果の可視化に資する調査の実施など
- 地方自治体における PDCA サイクルの構築推進
 - 教育委員会担当者や研究者等を対象とした EBPM の推進に関するイベント（シンポジウム）の開催
- EBPM をはじめとした統計改革の推進に関する調査研究
 - 教育分野の特性を踏まえた EBPM に関する手法、課題の整理
 - データ整備に資する省内の基幹統計、一般統計における調査項目の整理
- 第3期教育振興基本計画のフォローアップ
 - 中央教育審議会教育振興基本計画部会において中間フォローアップを実施予定

4) 科学技術分野等における EBPM の推進

以下の取組を今まで行っており、令和2年度以降も取り組んでいく。

- ・ NISTEP による、科学技術指標、博士人材データベース（JGRAD）等、科学技術イノベーション政策における基盤的なデータの整備や分析
- ・ JST の研究開発戦略センター（GRDS）による、専門家の知見を活用した研究開発動向の俯瞰的な把握と、それに基づいた我が国の研究開発戦略の立案に活用できる戦略的なプロポーザルの提供。また、エビデンス分析室による、論文動向等の定量的な分析

- ・ 科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業 (SciREX 事業) の実施
 - 行政官を対象とした科学技術イノベーション研修の実施
 - 科学技術イノベーション政策を実施する上での基礎的な知識を取りまとめた教育コンテンツ (コア・コンテンツ) の開発、一般公開
 - 政策への具体的な貢献を見据え、課題設定から行政官と研究者が協働する研究プロジェクトの実施 (共進化実現プロジェクト)
 - 基盤的研究・人材育成拠点 (5 拠点 6 大学) による、科学技術イノベーション政策研究分野の基盤的な知見の創出、将来の科学技術イノベーション政策を担う人材の育成 (修了生の文部科学省採用実績あり)
 - 科学技術イノベーション政策研究分野のセミナー等の開催による関係者間の交流の推進